

東条川二期農業水利事業
曾根サイホン建設その1 工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局
東条川二期農業水利事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	東条川二期農業水利事業曾根サイホン建設その1工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、国営東条川二期土地改良事業計画に基づき、曾根サイホンを改修するものである。	
2 工事場所	兵庫県加東市松沢、小野市曾根町地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=181.12m 施工始点 測点No. 2+14.00 施工終点 測点No. 3+95.12 内訳 管渠工 L=71.62m 河底横過工 L=109.50m 仮設工 一式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年8月11日から令和9年10月4日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年8月10日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、推進工は休日等11日（月平均）を見込んでいる。その他工種は雨天・休日等12日（月平均）を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
2 寒中コンクリート	1）本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。	

項 目	内 容	摘 要						
3 工程制限	2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和8年12月18日から令和9年2月25日である。 なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。 3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。 渡河施設は河川協議により非出水期（11月1日から5月31日）の間に施工を完了させなければならない。 なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。							
第4章 現場条件								
1 土質	本工事の施工場所の地質は、粘性土、砂質土、砂岩及び礫岩を想定している。 工事範囲の想定地質は別紙（現場説明書に添付）のとおり想定している。							
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曾根サイホン仮設道路設置工事</td><td>R8.6～R8.10</td><td>工事工程</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	曾根サイホン仮設道路設置工事	R8.6～R8.10	工事工程	
工 事 名	工 期	調整事項						
曾根サイホン仮設道路設置工事	R8.6～R8.10	工事工程						
3 第三者に対する措置								
(1) 騒音、振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。							
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。							
(3) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないように配慮しなければならない。							
(4) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。							
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。							

項 目	内 容					摘 要
(6) 交通対策	配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員 の有無	備 考	
	県道75線（工事用道路出入口）	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	
	市道6211号線（小田橋左右岸）	2人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	
	市道2312号線（市道迂回部）	1人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。					
(8) 防塵対策	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。 なお、推進工に係る作業について、本工事では昼間施工（8時間施工）を想定している。					
4 照査	防塵対策（工事用道路の散水等）について計画していないが、現場状況から対策が必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。また、関係者等との協議により対策の追加する場合がある。					
第5章 指定仮設	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。					
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。					
2 土留工	1) 推進工に伴う立坑について下表を想定している。現場条件等により、想定工法での施工が困難と判断される場合には監督職員と協議するものとする。					

項 目	内 容				摘 要
	施工場所	種別	施工方法	施工条件	
	発進立坑	鋼矢板土留	油圧圧入引抜機	硬質地盤対応型(フライホイール式)	
	到達立坑	ライナープレート	—	—	
	2) 立坑の掘削に当たっては、先行掘削となるため、施工時は周辺地盤の状況を確認し順次施工を行うものとし、近接する構造物に影響を与えないよう慎重に施工を行うものとする。また、適切な時期に腹起し材を設置しなければならない。また、ライナープレートの施工に当たっては、地山との空隙を少なくするよう掘削を行い、1リング掘削毎にプレート材を設置することとし、プレート組立てに際し、プレート継目を千鳥配置とするものとする。なお、背面空洞部が生じないように、速やかに裏込め材（モルタル等）で充填を行うものとする。				
3 坑内保安対策	3) 発進立坑の鋼矢板土留は、構造上撤去が出来ない範囲を除き、土留内の埋戻し後に引抜くものとする。なお、鏡切部の鋼矢板は、現場発生材として扱うものとする。				
	4) 到達立坑のライナープレートは、GL. 58.1m以上及び、上流側支障部について、撤去するものとする。なお、撤去した鋼材は、現場発生材として扱うものとする。				
4 水替工	1) 火災発生の防止、延焼防止のため、換気設備、防水シート等は、不燃性材料を使用するものとする。				
	2) 坑内作業にあたり、施工環境に適した照明設備、送風設備等を設置するほか、酸素濃度計等により安全を確認するものとする。				
5 地下水観測	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。				
	場 所	想定排水量	排水方法	備 考	
	発進立坑	Qmax=6m³/hr未満	常時排水	推進工	
	到達立坑	Qmax=6m³/hr未満	常時排水	推進工	
	2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。				
第6章 工事用地等	3) ポンプ等による排水先は、最寄りの排水路を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。				
	薬液注入工の施工に伴い、発進立坑、到達立坑周辺において地下水の観測を行うものとする。なお、詳細は、第10章6薬液注入工によるものとする。				
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。				
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。				
	2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。				
	3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。				
	なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力す				

項 目	内 容	摘 要
3 受注者の裁量による工事用地等	るものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。 発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。	
第7章 支給材料等		
1 現場発生材	工事現場発生材について、次の場所で監督職員に引渡すものとする。なお、引渡場所までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。 引渡場所 兵庫県加東市松沢746地先（安政池堤体下流部）	
第8章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	
第9章 工事用材料		
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材 クラッシャラン C-40 再生クラッシャラン RC-40 スクリーニングス 本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。 また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。 2) 鋼材 水輸送用塗覆装鋼管(直管) JIS G 3443-1 STW400 水輸送用塗覆装鋼管(異形管) JIS G 3443-2 STW400 伸縮可撓管 タイボルト付 ライナープレート JIS G 3101 SS330 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 鋼製グレーチング蓋 T-25 下水道用マンホール蓋 JIS A 5506 (蓋上部より「農業排水」、「農」、「東条川」の名を入れる) 3) コンクリート二次製品 下水道推進工法用鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2 外圧管 2種 JA継手 ボックスカルバート T-25 (全国ボックスカルバート製品協会規格) 4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。	

項 目	内 容							摘 要	
	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的		
	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	水路止壁		
	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	均しコンクリート		
		18	8	40	65 以下	BB	立坑内コンクリート		
	※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。								
	5) 地盤改良材 薬液注入材 一次注入：セメントベントナイト 二次注入：水ガラス系溶液（無機）緩結型 （劇物又はふっ素化合物を含まないものに限る）								
	6) 合成樹脂製品 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741								
	7) その他 土木安定シート（引張強度980N/5cm） 推進工裏込め材（粘土、ベントナイト、添加剤等） FRP製品（蓋、中間スラブ、異形管） 空気弁（補修弁含む） PDCPD製 仕切弁 水道用ソフトシール仕切弁（内ねじ式） JWWA B 120 埋設表示テープ（文字入りB=150mmポリエチレンクロスダブル）								
	8) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。								
	2 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。							
	材 料 名				提 出 物				
	石材及び骨材				試験成績書、粒度分布表				
	鋼材類				ミルシート				
	管材類				カタログ、試験成績書、製作品は製作図				
	コンクリート				示方配合表、試験成績書				
	コンクリート二次製品				カタログ、試験成績書				
	地盤改良材、				カタログ、試験成績書、品質証明				
	その他資材				カタログ、試験成績書等				
	3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。							
		材 料 名		検査・試験項目			備 考		
管 材		外観、寸法			搬入時抽出検査				
鋼材類		外観、寸法			搬入時抽出検査				

項 目	内 容			摘 要
第10章 施工 1 一般事項 (1) 基準点 (2) 検測又は確認（施工段階確認） <				

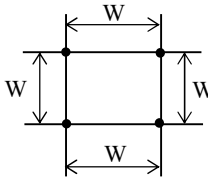
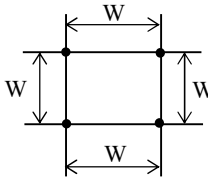
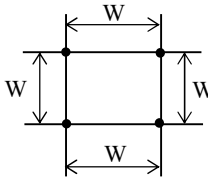
項 目	内 容	摘 要																																			
	する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2）既設曽根サイホン（水管橋）について、工事前に橋脚の任意の箇所について位置及び標高を計測し、土留工設置・撤去、薬液注入、推進工の各段階において、計測を行い監督職員に報告するものとする。 3）施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 4）再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 5）受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。																																				
(5) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																																				
(6) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備するべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																																				
2 再生資源等の利用																																					
(1) 再生資材の利用	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシャラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：基礎工他</td></tr></table> なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシャラン	RC-40	使用箇所：基礎工他																														
資 材 名	規 格	備 考																																			
再生クラッシャラン	RC-40	使用箇所：基礎工他																																			
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。 <table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（有筋）</td><td>(株)西畑土建</td><td>小野市船木町875-132他</td><td>8:00～16:30</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>(株)西畑土建</td><td>小野市船木町875-132他</td><td>8:00～16:30</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>廃プラスチック類（土木シート等）</td><td>(株)環境保全センター</td><td>神戸市西区神出町東1227-1</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>建設汚泥</td><td>大栄環境(株)</td><td>三木市口吉川町吉祥寺124-7</td><td>8:00～17:00</td><td>再資源化施設</td></tr><tr><td>建設発生土（粘性土）</td><td>三幸開発(株)</td><td>小野市下来住町667-8他</td><td>8:00～16:45</td><td>—</td></tr><tr><td>建設発生土（砂質土・礫質土）</td><td>ハットリ(株)</td><td>加東市平木2354-12</td><td>8:30～16:30</td><td>—</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	(株)西畑土建	小野市船木町875-132他	8:00～16:30	再資源化施設	コンクリート殻（無筋）	(株)西畑土建	小野市船木町875-132他	8:00～16:30	再資源化施設	廃プラスチック類（土木シート等）	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東1227-1	8:00～17:00	再資源化施設	建設汚泥	大栄環境(株)	三木市口吉川町吉祥寺124-7	8:00～17:00	再資源化施設	建設発生土（粘性土）	三幸開発(株)	小野市下来住町667-8他	8:00～16:45	—	建設発生土（砂質土・礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木2354-12	8:30～16:30	—	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																																	
コンクリート殻（有筋）	(株)西畑土建	小野市船木町875-132他	8:00～16:30	再資源化施設																																	
コンクリート殻（無筋）	(株)西畑土建	小野市船木町875-132他	8:00～16:30	再資源化施設																																	
廃プラスチック類（土木シート等）	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東1227-1	8:00～17:00	再資源化施設																																	
建設汚泥	大栄環境(株)	三木市口吉川町吉祥寺124-7	8:00～17:00	再資源化施設																																	
建設発生土（粘性土）	三幸開発(株)	小野市下来住町667-8他	8:00～16:45	—																																	
建設発生土（砂質土・礫質土）	ハットリ(株)	加東市平木2354-12	8:30～16:30	—																																	

項 目	内 容	摘 要																					
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工 程	作業内容	分別解体等の方法																					
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																					
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
5 土工 (1) 掘削	掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。掘削土等が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は監督職員と協議するものとする。 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。																						
(2) 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土は、現地発生土を使用するものとし、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。区分毎の詳細は以下のとおりとする。 1) 埋戻し及び盛土に利用する土砂について、一連の作業に影響のある玉石等は除去するものとする。 2) 管頂30cmまでの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm以下となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に合った小型締固め機械により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。また、構造物周辺(概ね50cm幅)及び路肩盛土についても同様の施工を行わなければならない。 3) 管頂30cmから60cmまでの埋戻しは、前項と同様にまき出し、1.1ton以下の締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 4) 管頂60cm以上の埋戻しは、前項と同様にまき出し、施工条件に合った締固め機械で締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。																						
6 薬液注入工	1) 施工に当たっては、「薬液注入工法における建設工事の施行に関する暫定方針(昭和49年8月16日付け地第940号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定方針」という。」「薬液注入工法の管理について(昭和52年5月19日付け52構改D第399号)」及び「薬液注入工法の管理に関する通達の適用について(昭和52年5月19日付け構造改善局建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について(平成2年10月9日付け構造改善局建設部設計課長)」により施工しなければならない。 2) 施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。																						

項 目	内 容	摘 要										
	3) 注入範囲及び工法 注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。 薬液注入工法は、二重管ダブルカップ工法とし、注入材の種類は、1次注入材はセメントベントナイト、二次注入材は水ガラス系溶液型無機タイプとする。 薬液注入量等は、別表に示す。 4) 削孔 工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。削孔は所定の位置及び削孔長を保つよう孔毎にチェックを行うものとする。また、削孔後、ケーシング内に注入用外管を設置し、孔内のシールグラウトを行うものとする。なお、所定の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。 5) 注入 ①一次注入により地盤の均一化を図り、その後、二次注入により浸透改良を行うものとする。 ②地盤の隆起や構造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。 ③注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と注入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 6) ゲルタイム 注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。 7) 泥水処理 薬液注入に伴う泥水は、薬液注入施工エリア外に流出することが無いように留意するものとし、適切に回収、処理をおこなわなければならない。 8) 水質監視 ①薬液注入による地下水及び公共水域等の水質汚濁を防止するため、薬液注入を実施する各立坑において、地下水水質検査用の観測井を2箇所ずつ設けるものとする。 なお、観測井の設置箇所については、別途監督職員と協議するものとする。 また、水質の測定項目、採水回数及び水質基準は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」及び関連法規に準拠するものとする。 ②水質検査の結果は、監督職員に報告するものとする。なお、地下水が採水できない場合は、監督職員と協議するものとする。 ③機械器具の洗浄等による廃液処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の法令に従って処分し、また、残土及び残材の処理に当たっては、人の健康被害を発生することのないよう措置を講じなければならない。 <table><tr><th>観測項目</th><th>観測時期</th><th>観測回数</th></tr><tr><td rowspan="3">水素イオン濃度</td><td>注入工事着手前</td><td>1回</td></tr><tr><td>注入工事中</td><td>毎日1回以上</td></tr><tr><td>注入工事完了後</td><td>2週間を経過するまでは毎日1回以上 その後、工事完了までは月2回</td></tr></table> 8) 薬液注入工の施工にあたっては、あらかじめ、注入計画、地盤において設計どおり薬液の注入が行われるか否かについて、現場注入試験を行い確認するものとする。 なお、試験方法、位置については、監督職員と協議するものとする。	観測項目	観測時期	観測回数	水素イオン濃度	注入工事着手前	1回	注入工事中	毎日1回以上	注入工事完了後	2週間を経過するまでは毎日1回以上 その後、工事完了までは月2回	
観測項目	観測時期	観測回数										
水素イオン濃度	注入工事着手前	1回										
	注入工事中	毎日1回以上										
	注入工事完了後	2週間を経過するまでは毎日1回以上 その後、工事完了までは月2回										
7 推進工												
(1) 工法等	渡河区間は、次の工法により施工を計画している。ただし、他工法を採用する場合は監督職員と協議を行うものとする。											

項 目	内 容						摘 要
(2) 推進工	項目		名称/設計値			備考	
	工法等		土圧式推進工法 (面板加圧方式・水力排土方式)			(公社) 日本推進技術 協会分類による	
	推進力(支圧耐力)		985 kN				
	推進機本体について、現場搬入前に構造、寸法、作動検査を行い検査成績書を監督職員に提出するものとする。						
	1) 推進工に当たっては、推進機の推進方法及び推進速度等について綿密な計画を立て、入念な施工管理を行い、土質の変化に対応した施工をしなければならない。 また、推進管の追従性の確保やジャッキ推進力の適正な伝達及び、管端面の破損防止のための措置を講じること。 なお、推進作業にあたっては、共通仕様書第20章第4節20－4－3の規定によるものとする。						
	2) 二液注入方式緩み土圧抑制材（一次裏込材）の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。						
	項 目	A液			B液		合計
	配 合	870 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$			130 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$		1,000 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$
	種 目	粘土	ベントナイト	水	F-1剤	水	
	数 量	261kg	72.5kg	737.8 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$	0.455 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$	129.545 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$	1,000 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$
注入量	57 $\frac{\text{g}}{\text{t}}/\text{m}$						
3) 推進工によって生じた地盤のゆるみに対して安定を図るため、推進完了後速やかに裏込め材を注入しなければならない。 裏込材（二次裏込材）の配合及び注入量は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合及び注入量を変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。							
種 目	セメント		混合型裏込材		水	備考	
数 量	500kg		125kg		800 $\frac{\text{g}}{\text{t}}$	1m3あたり	
注入量	38 $\frac{\text{g}}{\text{t}}/\text{m}$						
裏込め材の注入は管体、周囲の構造物に影響がないよう常に監視しながら行うものとし、注入圧力は0.2MPa以下で管理するものとする。使用材料は現場搬入後、監督職員の確認を受けるものとする。 なお、注入孔は、施工後コーキング材で仕上げるものとする。							
4) 推進工に伴う排土処理工はユニット式一次処理機とバキューム処理による方式を見込んでいる。一次処理機で回収可能な建設発生土について、搬出時の含水率が高く改良が必要な場合は監督職員と協議するものとする。							
5) 推進中は常に推進工上部の地上及び河川状況を観察し、異常が発生した場合はただちに作業を中止し、応急処置を行うとともに監督職員に報告するものとする。							
8 基礎工	1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。						
(1) 管体基礎	2) 基床部については、一層の仕上がり厚さが20cm以下になるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 なお、基床部の締固めは振動ローラにより行うこととするが、締固めが困難な箇所はタンパ等により締固めなければならない。						
	3) 管側部については、管体に衝撃を与えないように基礎材を投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが20cm以下になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。						

項 目	内 容	摘 要															
9 管体工 (1) 一般事項	なお、管側部の締固めはコンパクト・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固め不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。 4) 基礎碎石を施工する場合、管上半周部の締固め時に管外面を締固め機械で直接打撃しないよう、半径方向に約10cm程度の離れ・かぶりを確保するなど十分留意して施工しなければならない。																
	1) 仕様 鋼管 呼び径900mm STW400 t=6mm～14mm 内面：水道用液状エポキシ樹脂塗装 t=0.5mm以上 外面：プラスチック塗覆 t=2.0mm以上 鋼管(内挿管) 呼び径900mm STW400 t=6mm～14mm 内面：水道用液状エポキシ樹脂塗装 t=0.5mm以上 外面：ジングリッジプライマー 1回塗り 伸縮可とう管 呼び径900mm 偏心量100mm 設計内圧0.66Mpa未満 内面：水道用液状エポキシ樹脂塗装 t=0.5mm以上 外面：プラスチック塗覆 t=2.0mm以上 2) 施工に先立ち、管路の割付図（割付番号を含む）を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 鋼管溶接にあたり、板厚の差が3mm以上ある場合は、WSP002水道用塗覆装鋼管現場施工基準に従い板厚の大きい方を1:4の勾配でテーパ加工を行うものとする。																
	(2) 内挿管工	1) 内挿管内の施工については、共通仕様書第7章第6節7-6-4鋼管布設工に準じるものとし、施工計画書に端部処理の構造、背面充填時の座屈防止対策、充填管理方法、注入孔の処理方法について記載するものとする。なお、推進管内での現場溶接に当たっては、現場条件に適した施工方法により作業を行うものとする。 2) 内挿管の設置に当たっては、管中心高を確保できるようにスペーサー等を用いて設置位置を調整するものとする。 3) 内挿管の裏込め材の配合は次表を標準とするが、他の材料又は配合とする場合は監督職員の承諾を得るものとする。注入に当たっては、内挿管に影響がないよう注入回数を2回以上に分割し、注入圧力は注入口直下で0.1Mpa以下で管理するものとする。なお、注入孔は施工後、閉塞処理を行うものとする。 <table><tr><td>種 目</td><td>セメント</td><td>起泡剤</td><td>用水</td><td>備考</td></tr><tr><td>数 量</td><td>325kg</td><td>3.6kg</td><td>221kg</td><td>1m3あたり</td></tr><tr><td>配合強度</td><td colspan="3">1.0N/mm2</td><td></td></tr></table>	種 目	セメント	起泡剤	用水	備考	数 量	325kg	3.6kg	221kg	1m3あたり	配合強度	1.0N/mm2			
種 目	セメント	起泡剤	用水	備考													
数 量	325kg	3.6kg	221kg	1m3あたり													
配合強度	1.0N/mm2																
(3) 現場検査	1) 埋設区間の現場溶接継手部の検査は、現場溶接部X線検査（JIS Z3104）とする。従事する技術者は(社)日本非破壊検査協会（NDI）の実施する非破壊検査技術者技量認定試験の放射線透過試験レベル2技術者以上の資格（ただし、結果の判定以外の作業については、放射線透過試験レベル1技術者も可）を有し、日本水道鋼管協会WSP008「水道用鋼管現場溶接継手の非破壊検査基準」第2章「現場溶接継手部の超音波探傷試験基準」によるものとする。 2) 内挿管の現場溶接継手部の検査は、超音波探傷検査（JIS Z3060）とする。従事する技術者は、(社)日本非破壊検査協会（NDI）の実施する非破壊検査技術者技量認定試験の超音波探傷試験レベル2技術者以上の資格（ただし、結果の判定以外の作業については、超音波探傷検査レベル1技術者も可）を有し、日本水道鋼管協会WSP008「水道用鋼管現場溶接継手の非破壊検査基準」第2章「現場溶接																

項 目	内 容	摘 要														
	継手部の超音波探傷試験基準」によるものとする。 3) 試験箇所数は、対象検査別に全溶接延長の5%(30cm/箇所)について行うものとし、合否判定については日本水道鋼管協会WSP008によるものとする。															
10 人孔設置工	1) 構造物のインバート、側壁の接続部について、構造物内への地下水の進入を防ぐため、継目部の処理を十分に行うものとする。															
11 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。															
12 原形復旧工 (1) 耕地復旧	耕地の復旧に当たっては、圧密・沈下していることが予想されるため、設置した仮設備等の仮設物を撤去した後、事前に計測した床土高さを各地点で確認するものとし、床土高さが低くなっている場合は、監督職員と協議するものとする。 表土復旧は、関連工事で耕地別に集積した表土を利用するものとし、掘削時の管理資料と共に監督職員から提供する。															
第11章 施工管理																
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。															
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。															
3 通水試験	本工事において通水試験は行わないものとするが、将来発注者が通水試験を行う際には、受注者は通水試験に立ち合うものとする。 また、通水試験の際に漏水があった場合、調査の結果その原因が受注者の責であると判断される場合は、受注者において改善しなければならない。															
4 施工管理について	施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によるものとする。 推進工：管水路工事 推進工事に準拠する。ただし、推進管のたわみ率は適用除外とする。なお、内挿管はたわみ率を管理すること。 推進工：施工管理基準に未掲載の管理値は協会規格値に準拠すること。 薬液注入工：(社)日本グラウト協会発行の「薬液注入工施工資料」によるものとし、次の項目を管理すること。 ①直接測定による出来形管理 <table><tr><th>管理項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td>注入孔数</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>注入孔間隔</td><td>-100mm</td><td>1箇所4本測定</td></tr><tr><td>深さ</td><td>設計値以上</td><td>全本数</td></tr></table> ②撮影記録による出来形管理 注入孔間隔、深さ及び施工状況、1施工箇所に1回 ③品質管理 注入材料の品質証明を施工管理書類に添付するものとする。 内挿管：裏込工の品質管理は次によるものとし、試料は圧送ホース筒先出	管理項目	規格値	測定基準	測定箇所	注入孔数	設計値以上	全本数		注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定	深さ	設計値以上	全本数	
管理項目	規格値	測定基準	測定箇所													
注入孔数	設計値以上	全本数														
注入孔間隔	-100mm	1箇所4本測定														
深さ	設計値以上	全本数														

項 目	内 容	摘 要																				
5 推進工に伴う堤防変状管理	口から採取するものとする。																					
	<table><tr><th>管理項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>試験方法</th></tr><tr><td>生比重</td><td>0.55±0.1</td><td>午前・午後各1回</td><td>泥水比重計</td></tr><tr><td>フロー値</td><td>180±20mm</td><td>同上</td><td>JHS A 313 準拠</td></tr><tr><td>空気量</td><td>67±5%</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>圧縮強度</td><td>1.0N/mm2 以上 (σ28)</td><td>同上 (6本/日)</td><td>同上</td></tr></table>		管理項目	規格値	測定基準	試験方法	生比重	0.55±0.1	午前・午後各1回	泥水比重計	フロー値	180±20mm	同上	JHS A 313 準拠	空気量	67±5%	同上	同上	圧縮強度	1.0N/mm2 以上 (σ28)	同上 (6本/日)	同上
	管理項目	規格値	測定基準	試験方法																		
	生比重	0.55±0.1	午前・午後各1回	泥水比重計																		
	フロー値	180±20mm	同上	JHS A 313 準拠																		
空気量	67±5%	同上	同上																			
圧縮強度	1.0N/mm2 以上 (σ28)	同上 (6本/日)	同上																			
推進工に伴い、東条川の左右岸堤防高の標高管理を行うものとする。測定箇所は、東条川堤防の推進管上部地点及び上流（又は下流）3m地点とする。																						
堤防高の管理にあたり、事前に管理計画書を作成し監督職員の承諾を受けるものとする。なお、測定箇所は既設堤防のため、第三者の通行や踏み荒らし等による影響を受けないよう留意するほか、計測結果について定期的に監督職員に報告を行うものとする。																						
測定値が初期値（施工前標高）から管理基準値（5mm）を超過した場合、管理頻度の追加及び原因究明を指示する場合がある。																						
6 六価クロム溶出試験	<table><tr><th>管理時期</th><th>測定方法</th><th>測定頻度</th><th>備考</th></tr><tr><td>推進工施工前</td><td rowspan="3">レベル測量</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>推進工施工中</td><td>1回/日</td><td>管理基準値を超過した場合、測定頻度について午前、午後各1回とする</td></tr><tr><td>推進到達後</td><td>1回/週（1か月間）</td><td>管理基準値を超過した場合、監督職員の指示を受けるものとする。</td></tr></table>		管理時期	測定方法	測定頻度	備考	推進工施工前	レベル測量	1回		推進工施工中	1回/日	管理基準値を超過した場合、測定頻度について午前、午後各1回とする	推進到達後	1回/週（1か月間）	管理基準値を超過した場合、監督職員の指示を受けるものとする。						
	管理時期	測定方法	測定頻度	備考																		
	推進工施工前	レベル測量	1回																			
	推進工施工中		1回/日	管理基準値を超過した場合、測定頻度について午前、午後各1回とする																		
	推進到達後		1回/週（1か月間）	管理基準値を超過した場合、監督職員の指示を受けるものとする。																		
本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。																						
なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。																						
また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																						
<table><tr><th>対象工種</th><th>対象工法</th><th>配合試験段階検体数</th><th>備考</th></tr><tr><td>薬液注入</td><td>削孔工（シールドラフト）</td><td>1検体</td><td></td></tr></table>		対象工種	対象工法	配合試験段階検体数	備考	薬液注入	削孔工（シールドラフト）	1検体														
対象工種	対象工法	配合試験段階検体数	備考																			
薬液注入	削孔工（シールドラフト）	1検体																				
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1）土 質 2）転石の出現 3）湧水及び地下水の噴出 4）予想できなかった騒音及び交通規制 5）地質・地盤条件等に伴う薬液注入工の変更 5）第三者による事業の妨害 6）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7）関係機関との協議 8）その他監督職員が認めた事項																					
第13章 公共事業関係調査に対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものと																					

項 目	内 容	摘 要
第14章 その他 1 電子納品	する。 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部	
2 技術提案の履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 （1）施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 （2）工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 （3）工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。	
3 週休2日による施工	（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。なお、受発注者間の協議により現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する場合であっても、必要最小限の期間とするほか、技術者及び技能労働者が交代しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。 （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、1日を通して現場作業が行わ	

項 目	内 容	摘 要																																
	れない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共有仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ①補正係数 <table><tr><th></th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>現場閉所1週間に 2日以上</td><td>現場閉所率28.5% (8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日補正を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令順守等」において、点数10点を減ずるものとする。なお、週単位の週休2日及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。 (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>月単位</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>市場単価</td></tr><tr><td>構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>標準単価</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>〃</td></tr></table>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に 2日以上	現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価	構造物とりこわし工	機械	1.01	標準単価	排水構造物工		1.02	〃	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日																																
現場閉所率	現場閉所1週間に 2日以上	現場閉所率28.5% (8日/28日)以上																																
労務費	1.02	1.02																																
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																																
現場管理費（率分）	1.06	1.05																																
名 称	区分	補正係数	備考																															
		月単位																																
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	市場単価																															
構造物とりこわし工	機械	1.01	標準単価																															
排水構造物工		1.02	〃																															

項 目	内 容	摘 要
4 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙 薬液注入設計量 (第10章 6 薬液注入工関係)

施工位置【発進立坑】		坑口部(直)	坑口部(斜)
削孔間隔及び配置		1.0m 正方形配置	1.0m 正方形配置
削孔本数		10本	28本
削孔層別厚さ (1本あたり)	礫質土	7.85 m	7.59 m
	砂質土	—	—
	粘性土	2.50 m	2.63 m
	計	10.35 m	10.22 m
削孔総延長		103.5 m	102.2 m
注入層別厚さ (1本あたり)	礫質土②	1.10m	1.14 m
	砂質土②	1.70m	1.45 m
	粘性土②	1.00m	0.73 m
	計	3.80m	3.32 m
注入総延長		38.0 m	93.0 m
総注入量	一次	255 リットル	182 リットル
	二次	712 リットル	509 リットル

施工位置【到達立坑】		側部(外側1)	側部(外側2)	側部(内側)	底版部	坑口部
削孔間隔及び配置		1.0m間隔	1.0m間隔	1.0m間隔	1.0m間隔	1.0m 正方形配置
削孔本数		15本	5本	16本	9本	14本
削孔層別厚さ (1本あたり)	礫質土	7.65 m	7.65 m	7.65 m	7.65 m	7.05 m
	砂質土	1.35 m	1.35 m	1.35 m	1.35 m	1.35 m
	粘性土	—	—	—	—	—
	計	9.00 m	9.00 m	9.00 m	9.00 m	8.40 m
削孔総延長		135.0 m	45.0 m	144.0 m	81.0 m	117.6 m
注入層別厚さ (1本あたり)	礫質土①	1.10 m	1.10 m	1.10 m	—	—
	礫質土②	0.45 m	0.45 m	0.45 m	—	0.45 m
	砂質土①	0.80 m	0.80 m	0.80 m	—	—
	砂質土②	4.60 m	4.60 m	4.60 m	—	2.45 m
	粘性土①	—	—	—	—	—
	粘性土②	1.50 m	1.50 m	1.50 m	1.00m	0.90 m
	計	8.45 m	8.45 m	8.45 m	1.00m	3.80 m
注入総延長		126.8 m	42.3 m	135.2 m	9.0 m	64.4 m
注入量	一次	390 リットル	432 リットル	451 リットル	79 リットル	177 リットル
	二次	1303 リットル	1488 リットル	1646 リットル	110 リットル	597 リットル

薬液注入 注入率

土質等	N値	注入率	
		一次注入	二次注入
礫質土①	50未満	10.0%	26.0%
礫質土②	50以上		21.5%
砂質土①	30未満	5.0%	35.5%
砂質土②	30以上		26.5%
粘性土①	4 未満	10.0%	18.0%
粘性土②	4 以上		14.0%